

## 質 疑 応 答

## 1-50 干ばつ災害復旧事業による農地復旧時の心土締固め工法の施工範囲はどのように考えるのですか。

国の補助対象は、査定要領第17(1)アに基づき、き裂の深さが25cm以上で、かつ耕盤層を破壊して心土層まで到達しているき裂の復旧です。これに該当しない部分（深さ25cm未満や心土層まで到達していないき裂等）の復旧は、補助対象外となります（下図1参照）。

復旧工事においては、補助対象外となる範囲も含めて一体的に行われることとなりますが、その場合は、補助対象となるき裂範囲の延長にその部分の施工に必要な幅を乗じた範囲が補助対象範囲となります。

申請に当たっては、補助対象範囲外も含めた施工上必要な範囲の全体事業費を算出した上で、補助対象範囲の面積分の割合を算出し、その割合を全体事業費に乗じた額を申請額としてください。

なお、施工上必要な範囲については、重機の稼働に必要な範囲に限るなど必要最小限の範囲とし、未被災の箇所や必要以上の範囲を設定することがないように留意する必要があります。

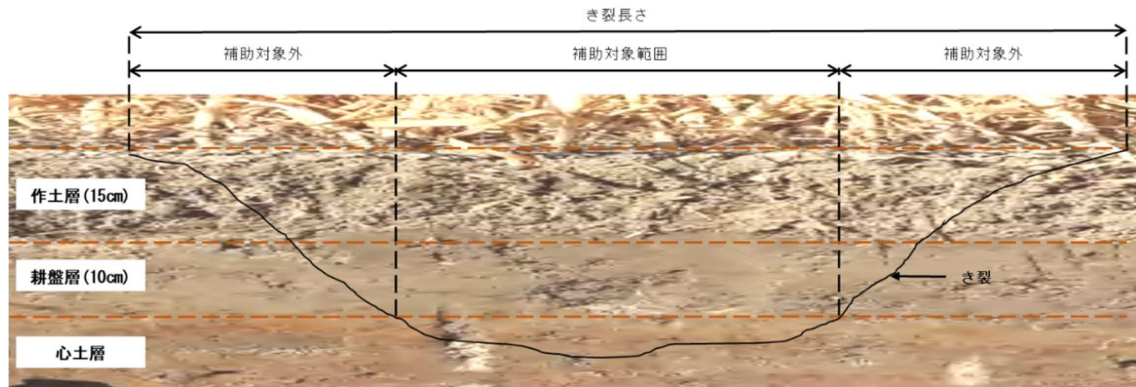
例えば、き裂の復旧に当たっては重機（代表的な例としてブルドーザー）による基盤整地が行われ、耕土の保護、耕土を取り除いた部分の基盤の均平性および支持力の均一性を確保するため、き裂域に加え、施工上必要な範囲を含めることが一般的です。

その場合でも、補助対象範囲は、査定要領第17(1)アの対象となるき裂の延長に重機の作業幅を乗じた範囲とします（下図2参照）。

なお、き裂の発生状況は多様であり、ここで示す考え方に拠らない場合や判断が困難な場合は、地方農政局等へ相談してください。

質 疑 応 答

(図 1 : 補助対象範囲)



(図 2 : き裂が発生している範囲及び施工範囲の例)

